



産業再生機構・金融庁連絡会を開催
(5月29日)



りそな銀行に対する資本増強の決定等について
会見する竹中大臣と伊藤副大臣 (6月10日)

目次

【トピックス】

- 個人投資家向け債券の募集等に係る証券会社の行為規制等に関する内閣府令について
- 個人株主の育成・拡大に向けたアクション・プラン策定の要請について
- 産業再生機構の設立に伴う事務ガイドラインの改正について
- りそな銀行に対する預金保険法第102条に基づく金融危機に対応するための措置（資本増強）の必要性の認定及び同行に対する資本増強の決定について
- 産業クラスターサポート金融会議の開催について
- 証券取引法等の一部を改正する法律の概要について
- インサイダー取引規制に係る公表措置の見直しについて
- 主要行の15年3月期決算について
- 登録貸金業者情報検索サービスの運用開始について
- 「産業再生機構・金融庁連絡会」について
- 公認会計士法の一部を改正する法律の概要について

【研究室から】

- 電子金融事情見聞録 欧州編 - 1 研究官の目で見えた世界の電子金融事情 第1弾 -
(金融庁総務企画局政策課 金融研究研修センター 研究官 杉浦宣彦)

【金融ここが聞きたい!】

- りそな銀行に約2兆円もの公的資金が投入されますが、どうしてそんなに巨額の公的資金が必要なのですか?
- 国は、りそなホールディングスの普通株式と議決権付優先株式を取得して議決権の70%以上を取るといっていますが、その考え方を教えてください?
- 主要行の15年3月期決算をどう評価しますか?不良債権処理は順調に進んでいると言えるのでしょうか?

【金融便利帳】

- 今月のキーワード: 生命保険

【竹中大臣に質問!】

【お知らせ】

【5月の主な報道発表等】



【トピックス】

＜個人投資家向け債券の募集等に係る証券会社の行為規制等に関する内閣府令について＞

金融庁は、本年4月22日に、証券取引等監視委員会より個人投資家向けの有価証券の募集の取扱いや売出しを行う場合におけるルール整備について建議が行われたことを受け、証券会社の行為規制等に関する内閣府令および事務ガイドラインの一部改正を行うこととし、本年5月9日から6月10日までの間、パブリック・コメントを実施いたしました。

具体的な内容については、以下のとおりとなっています。

- ① 証券取引法第43条第2号に規定する「業務の状況が公益に反し、又は投資家保護に支障を生ずるおそれがあるもの」として、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条において、「募集又は売出し等により債券を取得させ又は売付けようとする際に、募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を規定する。
- ② 当該規定に該当するケースを事務ガイドラインで具体的に規定する。

当該内閣府令およびガイドラインについては、パブリック・コメントで寄せられたご意見を踏まえた上で、速やかに現行内閣府令等の必要箇所を改正し、一定の周知期間の後、施行することとします。

※ 詳細については、金融庁ホームページの「パブリック・コメント」から、[「証券会社の行為規制等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）および事務ガイドライン（案）の公表について（平成15年5月9日）」](#)にアクセスしてください。



＜個人株主の育成・拡大に向けたアクション・プラン策定の要請について＞

去る5月14日、「証券市場活性化関係閣僚等による会合」が開催され、「証券市場の構造改革と活性化に関する対応について」が公表されました。

これは、株式市場の低迷が実体経済に与える影響が懸念される中、政府・日銀が一体となってデフレ克服を目指しながら構造改革を加速するとともに、企業自らによる収益性・配当性向の向上や投資家の信頼確保に向けた取組み、証券会社による個人投資家層拡大のための取組みを含めた、官民一体となって証券市場の活性化を図るための施策をとりまとめたものです。

このうち、「証券業界の対応に関する要請」として、「証券関係各団体等に対して、個人株主育成の観点から、アクション・プランを策定すること等を要請する」が挙げられたことを踏まえ、同日、金融庁は、「個人株主の育成・拡大に向けたアクション・プラン策定の要請」を公表、関係各団体(取引所、日本証券業協会、投資信託協会、全国銀行協会等)に対し、証券市場の活性化に向けた検討を行うための会議を立ち上げ、この会議において、投資しやすい環境作り、市場の信頼回復のためのアクション・プランを策定するよう要請しました。

この要請を受け、関係各団体により設置された「個人投資家育成対策会議」が5月27日に第1回会合を開催。現在、個人による株式投資の現状及び要因の分析、個人投資家の立場に立ったPRの推進、証券会社による個人向けサービスの向上、投資知識普及のための取組みや銀行等による積極的取組みといった様々な施策について総合的に検討を行っており、その検討結果を早急に実施に移していくこととしているところです。

※ 本文をご覧になりたい方は、首相官邸ホームページの「主な報告書・答申等」から[「証券市場の構造改革と活性化に関する対応について \(H15. 5. 14\)」](#)に、また、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「個人株主の育成・拡大に向けたアクション・プラン策定の要請」\(平成 15 年 5 月 14 日\)](#)にアクセスしてみてください。



<産業再生機構の設立に伴う事務ガイドラインの改正について>

株式会社産業再生機構（以下、再生機構）の設立を契機に、企業再生に関わる関係者の予見可能性を高めるため、去る5月16日、金融庁は、貸出条件緩和債権の開示基準の内容に係る事務ガイドラインを改正し、公表と同時に実施しました。

これまでの事務ガイドラインは、主に貸出条件緩和債権に該当するかどうかの判断基準を規定していましたが、いったん貸出条件緩和債権に区分された債権が上位遷移して開示対象の不良債権でなくなる基準については、実務に委ねられていたところでした。そこで、再生機構の設立を契機に、今後、企業再生に関わる関係者が増加したり、様々な分野から新規に企業再生ビジネスに参入する者が出てきたりすることが見込まれることから、円滑な企業再生を遂行していく環境整備として、今回の改正により、支援が検討されている企業の再建計画がどのような基準を満たせば、当該企業に対する債権が貸出条件緩和債権から上位遷移するかについて、整理・明確化し、これら関係者の予見可能性を高めることとしたものです。

具体的には、

- ① 貸出条件緩和債権からの上位遷移について、一般的な基準を確認的に規定し、
- ② 再建計画に関して、当該計画が策定されている企業に対する債権について即時に上位遷移と判断できるための基準を明確化するとともに、
- ③ 再生機構等が行うデット・エクイティ・スワップ（DES）等を組み合わせた多様な金融支援に対応した規定を整備する

等の内容の改正を行っています。

（注）その他、民事再生法の導入など倒産に関する制度変更を反映させるなど、既存の規定について所要の整備をしました。

今回の改正により、要管理債権（貸出条件緩和債権）について、当該債務者企業にどのような再建計画を策定すれば上位遷移することになるか基準が明確化されることにより、要管理債権に該当するか否かの判断がより迅速に行われるとともに、企業再生への取組みが加速され、不良債権問題の解決に資することを期待しています。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「事務ガイドライン」から「事務ガイドラインの一部改正に関する報道発表」に入り、第一分冊：預金取扱い金融機関関係の[「平成15年5月16日 事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）の一部改正について」](#)にアクセスしてください。



くりそな銀行に対する預金保険法第102条に基づく金融危機に対応するための措置（資本増強）の必要性の認定及び同行に対する資本増強の決定について

1. りそな銀行に対する資本増強の必要性の認定

平成15年5月17日、金融危機対応会議の議を経て、りそな銀行について預金保険法第102条第1項に基づく資本増強の必要性の認定が行われるとともに、同行が資本増強の申込みを行うことができる期限が平成15年5月30日と定められました。

りそな銀行に対する資本増強の必要性の認定は、破綻状態にない金融機関に資本増強を行い、健全性の回復を図り、これにより、我が国及び同行が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずることを未然に防ぐためにとられたものです。金融庁としては、今後とも、金融システムの安定を確保していくとともに、預金者の保護、信用秩序の維持に万全を期すこととしております。

- ※ 本件については、5月17日に内閣総理大臣の談話が公表されておりますので、ご覧になりたい方は、首相官邸ホームページの「[内閣総理大臣の談話\[金融危機対応会議\] \(H15. 5. 17\)](#)」にアクセスしてください。
- ※ 金融危機対応会議の議事要旨等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から、「[第1回金融危機対応会議議事要旨及び資料](#)」にアクセスしてください。
- ※ 金融危機に対応するための措置の必要性の認定に関する国会報告をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「国会報告」から、「[平成15年5月20日 国会報告](#)」にアクセスしてください。

2. 「りそな銀行に対する資本増強の決定について」

上記1. のとおり、平成15年5月17日、りそな銀行に対する預金保険法第102条第1項に基づく資本増強の必要性の認定がなされ、同月30日、同行より資本増強の申込み及び経営健全化計画の提出がなされました。

当該申込みの内容及び経営健全化計画を審査した結果、預金保険法第105条第3項各号に掲げる要件に該当することから、6月10日、りそな銀行に対し資本増強を行うことを決定し、経営健全化計画を公表しました。

(参 考)

預金保険法第105条第3項においては、

- ①取得株式等…の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと（同項第1号）
- ②経営健全化計画の確実な履行等を通じて、次の方策の実行が見込まれること（同項第2号）
 - イ. 経営の合理化のための方策
 - ロ. 経営責任の明確化のための方策
 - ハ. 株主責任の明確化のための方策

という要件のすべてに該当する場合に、資本増強を行うべき旨の決定をするものとする、と規定されています。

また、預金保険法第106条第1項に基づき、繰越欠損の補填に充てるための資本の減少を資本増強の条件としました。

- ※ 経営健全化計画をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「経営健全化計画など」から、「経営健全化計画」に入り、「[平成15年6月10日 承認分](#)」にアクセスしてください。



<産業クラスターサポート金融会議の開催について>

1. 趣旨

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（平成15年3月28日）に基づき、経済産業省の「産業クラスター計画」を支援するため、地域毎に関係金融機関から構成される「産業クラスターサポート金融会議」（以下「会議」という）を設置し、もって、関係者の交流連携の場を提供し、有望な研究開発型企業と優良案件の発掘に資し、中小・地域金融機関の創業・新事業支援機能等の強化を図るものです。

2. 産業クラスターサポート金融会議の運営

以下の運営要領は、一応の指針であり、各プロジェクトや関係中小・地域金融機関の実情を踏まえ、調整・対応される予定です。

(1) 組織

- ① 会議は、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合のうち、産業クラスター計画の関係金融機関（プロジェクトの推進組織に参加している金融機関及び同計画を支援しようとする金融機関）から構成されます。また、財務局、経済産業局及び産業クラスター推進組織がオブザーバーとして参加いたします。
- ② 会議は、原則として、各財務局単位で設置されます。

(2) 議題

産業クラスター計画推進を金融機関の立場から積極的に支援するため、その具体的な方策等について、意見交換、検討等を行います。

具体的な議題としては、例えば、次のようなものが考えられますが、今後、会議において検討されます。

- ・ 産業クラスター計画に関する施策（予算措置等）の説明
- ・ 産業クラスター計画に係る各プロジェクトの推進状況、プロジェクト参加企業の動向等の情報交換
- ・ ビジネスプラン発表会の開催等、融資案件発掘方法の具体化

3. 会議立ち上げ状況

平成15年5月21日の近畿地区における会議立ち上げ後、全国で以下のとおり会議を立ち上げたところです。

[開催日]

[管轄財務局名（会議開催地）]

5月21日（水）	近畿財務局（大阪市）
5月26日（月）	中国財務局（広島市）
5月30日（金）	北陸財務局（金沢市）
6月2日（月）	北海道財務局（札幌市）、福岡財務支局（福岡市）
6月3日（火）	九州財務局（熊本市）
6月4日（水）	東海財務局（名古屋市）、四国財務局（高松市）



6月9日(月)	東北財務局(仙台市)
6月11日(水)	関東財務局(東京都)
6月12日(木)	沖縄総合事務局(那覇市)

※ 金融庁ホームページの「報道発表など」から「[産業クラスターサポート金融会議の開催について](#)」(平成15年5月21日)及び「[リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム](#)」(平成15年3月28日)にもアクセスしてみてください。また、経済産業省のホームページの「地域経済産業」に入り、「政策インデックス」の「[産業クラスター計画](#)」にもアクセスしてみてください。

＜証券取引法等の一部を改正する法律の概要について＞

1. はじめに

平成15年3月14日に国会に提出された「証券取引法等の一部を改正する法律案」が、5月23日に国会において成立しました。
以下、その概要について簡単に説明します。

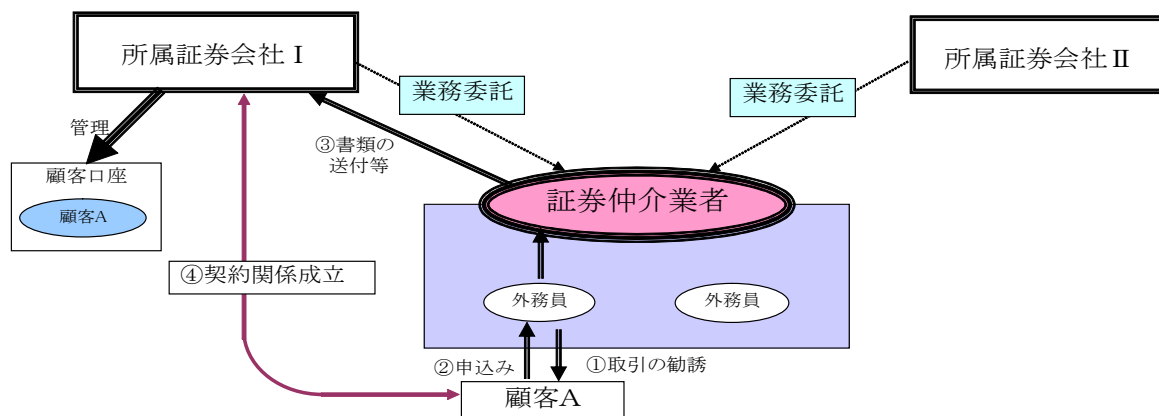
2. 改正の概要

(1) 証券仲介業制度の創設

証券仲介業制度は、現在、証券会社等の店舗網は限られていることなどを踏まえ、投資家が証券取引を行うことのできる場の拡充・多様化を図り、より身近な場所で証券取引ができることを目的として創設したものです。

具体的には、証券仲介業者は、証券会社等の委託を受け、有価証券の売買の媒介等の証券仲介行為について、法人・個人を問わず、登録を受けることにより営めることとしています。また、証券仲介業者の役員・使用人のうち証券取引の勧誘行為を行う者については、外務員登録を要件として一定の資質を求めることとしています。

また、証券仲介業者の金銭・有価証券の取扱いの禁止、委託を行う証券会社等の使用者責任の明確化などを通じて、法令遵守や投資家保護に配慮した仕組みとしています。



(2) 証券会社等の主要株主ルールを整備

証券会社・投資信託委託業者・認可投資顧問業者の経営に影響力を有する主要株主（原則として20%以上の議決権の保有者）について、今回、その最低限の資質が確保されるよう、不適格者を排除できる制度を整備することとしました。

具体的には、証券会社等が登録等を行うに当たり、主要株主については、その適格性（過去の行政処分歴、犯罪歴等）を確認することとともに、証券会社等の業務開始後に20%以上の議決権保有者となった者には、自らが適格者である旨の届出を義務づけます。また、不適格な主要株主については、行政当局による株式の売却命令等を通じて排除することを可能としました。

(3) 協同組織金融機関による有価証券売買の書面取次ぎ業務の解禁

有価証券売買の書面取次ぎ業務とは、勧誘行為を行わずに、顧客から書面での有価証券の売買注文を受けて、その注文を証券会社などへ取次ぐという制度ですが、今回、有価証券の販売経路の拡充・多様化を図る観点から、銀行に加え、信用金庫・信用組合・農業協同組合などの協同組織金融機関についても、有価証券売買の書面取次ぎ業務を解禁することとしました。

(4) 証券取引所の持株会社制度等の導入

取引所については、グローバルな展開に対応し、取引所の提携・統合を可能とするため、現行の取引所の株主ルールを見直すとともに、持株会社制度を導入することとしました。

具体的には、一律5%超の議決権の取得・保有規制を廃止し、50%までの議決権の取得・保有を可能とするとともに、20%以上の議決権の保有については不適格者が保有しないよう認可制とします。また、持株会社については、設立の際認可を要することとし、取引所と同じ株主ルールを課した上で、取引所の株式を全て取得・保有できることとしています。

(5) 許可外国証券業者制度の導入

金融取引のグローバル化が進む中、我が国の取引所が国際的な市場間競争に適切に対応し、積極的な海外展開を行うことを可能とする必要があります。このような要請を踏まえ、海外の証券業者が、国内に支店を設置することなく、我が国の取引所市場の会員等となって直接発注することが可能となるよう制度整備を行いました。

具体的には、国内に支店を設置しない海外の証券業者が、我が国取引所市場へ直接参加する場合には、国内に代表者を設置することが義務付けられ、当該外国証券業者を監督・監視する外国規制当局から必要な情報の提供が受けられる体制などの整備等を条件として許可を受けた上で、参加が認められることとしています。こうした枠組みの提供は、我が国証券取引所が取引所間で相互に相手方取引所の会員等を自らの取引所の会員等として取引を認める、いわゆるクロス・メンバーシップ方式により海外取引所と連携することも可能とするものであることから、我が国の取引所市場の流動性の向上と国際競争力の強化に資するものであると考えています。

(6) 証券会社による投資一任業務等の兼業に係る規制の適正化

証券会社における資産管理・運用サービスの円滑な提供が行われるよう、ラップ口座などが円滑に実施できる制度としました。ラップ口座とは、一般的には、顧客が投資資金を証券会社に預託し、その資金運用を一任することができる口座で、個々の売買では手数料が徴収されず、資産残高に応じて報酬が徴収される仕組みとなっています。我が国では、平成10年の金融システム改革の際に、ラップ口座の開設などができるよう、証券会社による投資一任業務の兼業を可能としたのですが、証券会社が投資一任業務を行った際には自己勘定による売買の内容を顧客に開示するなどの義務が課されていたことなどから、実際にはなかなか進んでいませんでした。

そこで、証券会社において証券業部門と投資一任業務部門との間の厳格なファイアーウォールなどが整備されていることを条件に、この開示義務を免除することや、証券会社が投資一任業務等を兼業した場合、証券業以外の業務を営むために必要な兼業承認を届出制とすることなどにより、資産管理



型営業に向けた環境整備を行いました。

(7) その他

その他、信託銀行に係る投資一任業務の解禁、海外取引所端末の国内設置に係るルールの明確化などについても制度整備を行っています。

なお、今回の法改正については、原則として平成 16 年 4 月 1 日から施行されますが、協同組織金融機関による有価証券売買の書面取次ぎ業務の解禁については、平成 15 年 6 月 30 日から他の項目に先立って施行されることとなっています。

※ 詳細については、金融庁ホームページの「国会提出法案」から「第 156 回国会における金融庁関連法律案」に入り、[「証券取引法等の一部を改正する法律（平成 15 年 3 月 14 日提出、平成 15 年 5 月 23 日成立）」](#)にアクセスしてください。



<インサイダー取引規制に係る公表措置の見直しについて>

◎インサイダー取引規制における公表措置（見直し前・見直し後）

1. インサイダー（内部者）取引規制について

会社関係者等は、投資家の投資判断に影響を及ぼすべき重要事実について、その発生に関与したり、容易に接し得る立場にあります。これらの者が、そうした重要事実で未公表のものを知りながら、関係する有価証券に係る取引を行うことが可能であれば、その情報を知り得ない一般投資家と比べて著しく有利となり、極めて不公平です。

証券取引法では、証券市場の公正性に対する投資家の信頼を確保するため、いわば特別な詐欺罪としてインサイダー取引を規制しており、会社関係者等が未公表の重要事実を知りながら、それが公表される前に取引することが禁止されています。

加害者：一般の投資家が知らない未公表の重要事実を知りながら株式等を売買した会社関係者（インサイダー）
被害者：未公表の重要事実を知らない一般投資家
罰 則：3年以下の懲役、300万円以下の罰金（法人は3億円以下）

2. 見直しの背景

現行の規制では、上場会社等が重要事実をホームページに掲載してもインサイダー取引規制上の公表とはならず、一方、会社関係者から重要事実の伝達を受けた者（第一次情報受領者）もインサイダー取引規制の対象とされているため、上場会社等が重要事実をホームページに掲載すると、それを見た者は第一次情報受領者として取り扱われるおそれがあります。

（注）現行において、インサイダー規制が解除される公表措置には、次の2つがあります。

- ①重要事実が記載された有価証券報告書等の財務局における公衆縦覧
- ②2以上の報道機関への重要事実の公開後12時間経過

このため、企業によっては、この規制のため重要事実をホームページに掲載することを控えており、企業のIR（Investor Relations）活動を阻害しているとの指摘もあります。

このような不都合を解消すべく、平成14年8月6日に公表した「証券市場の改革促進プログラム」において、「インターネットの普及を踏まえ、企業のタイムリーなディスクロージャーが円滑に行われるよう、インサイダー取引規制に係る関連規定を見直す」とこととされ、これまで検討を行ってきたところです。

3. 見直しの内容

上場会社等からその上場等を行っている証券取引所・証券業協会の規則に基づき通知された重要事実が、当該証券取引所・証券業協会においてインターネットを通じて公衆縦覧された場合を、新たにインサイダー取引規制上の公表措置に加えることとしました。（政令及び内閣府令の一部改正の実施）

この措置によって、証券取引所・証券業協会に通知された重要事実がリアルタイムで公衆縦覧されることとなり、上場会社等も自社のホームページ等においてすみやかにディスクロージャーを行うことができるようになります。

※ 政令及び内閣府令の一部改正の内容については金融庁ホームページの「パブリック・コメント」から[「証券取引法施行令の一部を改正する政令（案）及び会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の公表について」](#)にアクセスしてください。



<主要行の15年3月期決算について>

去る5月26日に公表されました主要行の15年3月期決算を見ますと、実質業務純益は実力ベースでほぼ前年並みとなりましたが、株価の下落を受けた株式等関係損益の赤字等の結果、経常利益・当期利益が全行で赤字となるなど厳しい内容となっております。

しかしながら、不良債権（金融再生法開示債権）の残高では、全体で14年9月期に比べ15.5%減少し、特に、破綻懸念先以下について、「2年・3年ルール」等に基づく処理が進捗し、対14年9月期比マイナス29.1%と大きく減少した結果、不良債権比率は7.2%となり、14年度下半期で0.9%低下しています。

今回の決算においては、金融再生プログラムの定める「16年度末までに主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下」という目標等の達成に向けて、不良債権処理が順調に進捗しているという状況が表れていると考えられます。

※ 詳細については、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「主要行の平成14年度決算について（速報ベース）」（平成15年5月26日）](#)にアクセスしてください。

<登録貸金業者情報検索サービスの運用開始について>

金融庁は、5月29日、全国の財務局・都道府県に登録されている貸金業者の情報を金融庁のホームページで検索できるサービスを開始しました。

貸金業者は、主たる営業所等の所在地を管轄する財務局・都道府県の登録を受けなければなりません。無登録のヤミ金融業者はモバイル端末やダイレクトメール等を利用して広範囲に活動しており、法外な高金利要求や苛酷な取立による被害は全国的な広がりを見せています。一方で、全国の財務局、東京都及びその他10府県の登録貸金業者については、個別に各ホームページで登録内容を確認することが可能ですが、全国すべての登録貸金業者の登録内容を一元的に確認する手段はありませんでした。このような状況を踏まえ、無登録業者からの借入防止という資金需要者保護の観点から、全国の登録貸金業者（財務局登録約900先、都道府県登録約24,000先）の情報をインターネット上で検索できるシステムを構築したものです。

このサービスで検索される情報は、財務局・都道府県で閲覧できる貸金業者登録簿や、官報等をもとに編集したのですが、現在のところ、京都府登録のすべての貸金業者と、富山県登録の一部の貸金業者の情報は含まれておりません。検索された貸金業者の最新情報や詳細については、登録先の財務局・都道府県にお問い合わせ下さい。

このサービスで検索されない貸金業者は、財務局・都道府県がデータ更新後に新規登録の事務処理を行ったか、無登録業者である可能性があります。検索されなかった場合には、所在地を管轄する財務局・都道府県に電話等で登録の有無を照会し、登録の確認ができない業者からは借入しないようにしましょう。また、登録があっても、法外な高金利を要求したり、契約書面を交付しない悪質な貸金業者もいるのでご注意ください。

※ 金融庁ホームページの[「登録貸金業者情報検索」](#)にもアクセスしてみてください。



<「産業再生機構・金融庁連絡会」について>

平成15年5月29日、産業再生機構の幹部と金融庁の幹部との間に、「産業再生機構・金融庁連絡会」を設置し、同日、第1回会合を開催しました。

本連絡会は、「貸し手である金融機関の不良債権問題と借り手である企業・産業側の過剰債務・過剰供給構造問題は表裏一体の関係にあり、我が国経済の再生・活性化のためには、これら問題の同時解決による金融・産業の一体的な再生が不可欠である」との基本的な認識に基づき、金融庁と産業再生機構とが一層密接な連携を図っていくことを目的に設置されたものであり、今後、適宜開催していくこととしております。

また5月29日の会合では、こうした本連絡会の目的等を踏まえて、金融庁と産業再生機構との間で、

- ① 金融庁から金融機関等に対して、不良債権処理の過程において産業再生機構を活用するよう促すこと、
 - ② 産業再生機構が金融庁より、再生計画の検証方法に関する技術的助言を受ける場を設けること、
- について基本的に合意したところであり、今後、これらに関する具体的な対応のあり方について早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、本連絡会のメンバーは以下のとおりです。

(産業再生機構側)

産業再生機構	齊藤 惇	代表取締役社長・産業再生委員
	高木新二郎	産業再生委員会委員長
	富山 和彦	代表取締役専務
	田作 朋雄	取締役・産業再生委員
	古賀 茂明	執行役員

内閣府産業再生機構担当室

江崎 芳雄	室長
大森 泰人	参事官

(金融庁側)

金 融 庁	高木 祥吉	長官
	藤原 隆	総務企画局長
	佐藤 隆文	検査局長
	五味 廣文	監督局長
	増井喜一郎	総務企画局審議官（総務担当）

※ 金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「産業再生機構・金融庁連絡会」の開催について](#)（平成15年5月29日）にもアクセスしてみてください。



<公認会計士法の一部を改正する法律の概要について>

◎公認会計士法の一部を改正する法律案

平成15年3月14日に国会に提出された「公認会計士法の一部を改正する法律案」が5月30日に国会で成立しました。

以下、この法改正の概要についてご説明いたします。

I 公認会計士の使命・職責の明確化

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする旨の使命規定、及び公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない旨の職責規定を設けることといたしました。

II 公認会計士等の独立性の確保

監査の公平性・信頼性の向上を図るためには、公認会計士及び監査法人の被監査企業からの独立性を強化する必要があるとの観点から、商法特例法監査対象会社（一定規模未満のものは除く。）、証券取引法監査対象会社等（以下「大会社等」という。）に対する監査に関して、

- ① 被監査会社等に対する監査証明業務とコンサルティングなど、一定の非監査証明業務の同時提供の禁止
- ② 監査法人の関与社員等の一定期間での交替制の導入
- ③ 公認会計士の単独による監査の禁止 等

以上のような、公認会計士等の独立性を強化するための措置を講じることといたしました。

III 監査法人等に対する監視・監督機能の充実・強化

監査法人及び個人事務所に対する監視・監督機能の充実・強化によって、我が国の公認会計士監査制度に対する信託を確保するために、

- ① 監査法人等の内部管理や審査体制について、日本公認会計士協会の指導や監督（「品質管理レビュー」）の行政によるモニター
 - ② 監査法人等の業務運営の適正性の監視のための、懲戒事由を前提としない立入検査権の導入 等
- 以上のような措置を講じることといたしました。

IV 公認会計士試験制度の見直し

社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とするとともに、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家を今後とも確保していくことが不可欠との観点から、

- ① 現行の試験体系の大幅な簡素化
 - ② 一定の専門資格者及び一定の要件を満たす実務経験者などに対する試験科目の一部免除 等
- 以上のように試験制度を改正いたしました。

V その他

上記の他に、①監査法人の社員の責任の一部限定、②監査法人設立手続の認可制から届出制への変更等の規制緩和等、所要の措置を講じることといたしました。

VI 施行期日

この法律は平成16年4月1日から施行されることとされております。ただし、試験制度の見直しに係る部分については、平成18年1月1日から施行されることになっております。

※ 詳細については、金融庁ホームページの「国会提出法案」から、「[第156回国会における金融庁関連法律案](#)」に入り、「[公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年3月14日提出、平成15年5月30日成立）](#)」にアクセスしてください。



【研究室から】

電子金融事情見聞録 欧州編

— 1 研究官の目を見た世界の電子金融事情 第1弾 —

金融庁総務企画局政策課

金融研究研修センター 研究官

杉浦 宣彦

はじめに

世界で最初のインターネット銀行が米国で登場してから、かれこれ8年、いまや、インターネットバンキング・サービスの契約者数は、わが国でも約665万人（金融情報システムセンター調べ）にもものぼっており、証券取引の分野でも、現在、個人の株式取引の約8割が、証券会社のネット証券取引サービスを通じて行われている。（このアクセスFSAも、印刷ではなくて電子配信を重視しているようなので、この欄を読む人の多くの方もおそらくネット派であり、イコール、ネット金融取引経験者なのでは、と推測していますが、皆さんはどうですか？）このようなわが国の状況と比較して、諸外国の事情はどうなっているのでしょうか。今回は、約1年半かけて各国の事情を調査してきたその一端を皆さんにご紹介したいと思います。ただ、残念なことに全地域を紹介するととてもページが足りない。ということで、今回は、第1弾ということで、欧州の電子金融事情に限ってご紹介しましょう。（なお、文中の意見にわたる部分は筆者の個人的な意見であり、金融庁とは関係ありません。また、それぞれの国の事情についても、筆者の印象等も含まれ、事実認識にも多少誤認があるかもしれませんので、そのあたりはお汲み取りいただいた上で、お読みいただければと思います。）

欧州電子金融事情をのぞいてみよう

テレビ、本、雑誌を見てみると、アメリカの電子商取引についての紹介は実にいろいろありますが、欧州の事情について日本で紹介されたものは意外に少なく、その事情もあまり知られていないのではないのでしょうか。正直、私も果たしてどの程度、欧州で電子金融サービスが普及しているのか、まったく不明な状況で欧州へ行ったのですが、そこで驚くべき事実を知り、EUが意外な電子金融先進地域であることを知ったのですが、発展の仕方は一様ではなく、分析してみると大きく分けて3つのタイプがあるように思われます。1つは、ネット金融主流型、2つめは、電子マネー型、最後に双方併用型になるのですが、それぞれのタイプについて少し詳しく述べてみる事にしましょう。

1. ネット金融主流型

この型の典型例は、北欧諸国、特にフィンランドです。日本では、サンタクロースやムーミン、トナカイといったイメージ（そういえば、昔の教科書には「森と湖の国」なんて書いてあったような。）で語られることが多い国ですが、ウインドウズに迫るOSになったリナックスの発明者がこの国の出身であるように、今やコンピューター産業を中心にした世界屈指の最先端技術の輸出国でもあります。この国へ最初に来て気がついたこと、それは、現金支払機（ATM）の数が非常に少なく、また利用者も少ないことです。では、街中で人々はどのようにして決済をしているのでしょうか。実は、日常ほとんどの決済は、デビットカードやクレジットカードで行われていて、現金を持ち歩く必要がないのです。首都・ヘルシンキを縦横に走る市電に乗るときも、現金を料金箱に入れると、運転手からかえって奇異の目で見られたりします。（ほとんどの人はカード読取機にカードを通して料金を払います。）また、ほとんどの振込（全体の約8割）がインターネット金融サービスを通じて行われているので、銀行の



支店の役割は、住宅ローン等の貸出業務や投信等の販売など、顧客と直接対面して、話をしないとできない業務に特化されているのです。まさにキャッシュレス社会。でも、なぜこんなに電子金融サービスが活用されているのでしょうか。口が悪い人は、冬場寒くて外に出られないからだなど言うのですが、もちろん、実際の理由は別のところにあります。1980年代後半から90年代はじめにかけて、北欧諸国は、不良債権問題で大揺れの状態でした。多くの銀行が破綻し、フィンランドでも国家の指導のもと、金融再編が進められ、その結果、主要行は約半分の3行に削減され、支店数も大幅削減を余儀なくされました。その折に、金融機関の従業員数も約半分（1992年約4万2千人から2001年には2万5千人）にまで減り、各行ともいかに少ない人数で効率のいい経営を行うかが至上課題になったのです。このとき、銀行は、ネット金融サービスを大々的に導入し、顧客の利用を呼びかけたのですが、この時期はまさにフィンランド政府が林業等の第一次産業中心の経済から、IT産業を中心にした国家へ変化を目指し、IT教育の全国民への普及等を図っていた時期にあたり、電子金融サービス利用数は、各家庭のIT化（PCの普及）もあって、急増したのです。（1992年には、電子決済は、全体決済数の約5割でしたが、今や91%がインターネット等を通じた電子決済で行われているそうです。）さらに現在では、世界の携帯電話市場の実に36%を占める世界最大の携帯電話メーカー・ノキアを抱える国だけあって、携帯電話をコンタクトレス型の支払手段として利用する実験がスタートしています。そこでは、電話の内部にあるICメモリーのなかに金銭価値を入れて、それがあたかも貨幣のように使えることになっており、現在、携帯電話による支払（いわゆるモバイルペイメント）も決済手段に認めるべく法改正の作業が進んでいます。ちなみに、次の2. 電子マネー発展型とも関連するのですが、欧州各国では、最近このような携帯電話を利用した支払いシステムの実験がさかんに行われています。わが国でも一時期NTTドコモが、携帯電話を自動販売機についているセンサーにかざすことで、缶ジュースが買える実証実験をしていましたが、日本でもその高い普及率を考えると、近い将来、携帯電話が重要な支払手段になるかもしれませんね。

2. 電子マネー発展型

さて、次に、フランス・ベルギー・ドイツなどで目立ってきたタイプが「電子マネー発展型」という電子マネーの普及を強力に推し進めるタイプなのですが、特にその現象が顕著に見られるのがフランスです。フランスでは、従来、3つの種類の電子マネーの実証実験が行われてきましたが、2000年の7月に統一化され、「moneo（モネオ）」プロジェクトがスタートしました。それは、もともと「Cartes bancaires（カルト・バンケール、通称CB）」というデビットカード・サービスを提供していた主要銀行等（11行）に加え、パリ市交通局やフランス国鉄、フランステレコム等がコンソーシアムを組んで運営されており、1999年のツール市での実験開始から、昨年11月のパリ市への導入、さらに今年度に入って、フランス全土での利用が可能になっています。このモネオの特徴は、単独のカードの形態ではなく、デビットカードやクレジットカードとくっついて1枚のカードに収まっている形態が多いことであり、さらに少額決済に徹するため最大でも100ユーロ以上の価値を入力することはできません。1回あたりの平均利用額については3.9ユーロ前後を想定しているようですから、まあ、食料品店や雑貨屋で簡単に買い物をするのに使うというのを想定しているのでしょう。ただ、このモネオ、その普及に関しては予想以上の苦戦を強いられており、実際はあまり使われていないのが現状です。というのもモネオのためのカード読取機を利用店舗自身で購入しなくてはならず、しかも、その利用額に応じて、0.3%—0.5%程度の決済手数料を利用店舗が取られるとなると、どうしても店舗側からは受け入れにくいものになってしまい、利用できる店の数がなかなか増えない状況になっています。また、モネオを持つもただではありません。利用者も年間利用使用料を支払わなくてはならないのです。（要は、方法は違うけれど、店舗側も利用者側も何らかの利用手数料を払わなくてはならないということ。）フランスでは、もともとCBや小額の小切手がかなり利用されており、それらの利用料がほとんどかからないため、現在モネオは単にコスト高な決済ツールということになり、その普及には、手数料構成の再検討も含めてかなり時間がかかりそうです。ただ、このモネオのシステムは、隣国ドイツの電子マネー・ゲルトカルテと同じシステムを利用しており、将来的にはドイツでの利用も可能になる予定です。そうなれば、ちょっと隣国ドイツへコンサートを聴きにとか、日帰り出張などのケースを考えると、現金なしで日常品が買える電子マネーが、国境を越えた人の動きの活発化とあいまって、意外に早く普及する可能性があるかもしれません。



3. 双方併用型

最後に、上の2つをあわせた形態を進めようとしている英国の状況をご紹介します。英国では、1990年代後半に電子マネー・モンドックス(Mondex)の実証実験がスインドン市で行われ、日本からも多くの視察団が訪れたのは記憶に新しいところです。しかし、その後の進展はなく、他の地域で行われていたいくつかの実証実験もすでにその大半が清算されています。EUの電子マネー指令により、英国はいち早く昨年より「電子マネー発行者規則」を施行し、銀行以外の電子マネー発行も含めて電子マネーの普及を狙いましたが、実際は、未だに数件の非常に小規模なものだけが行われているのが現実です。(フランスは、これに対して、銀行以外の電子マネー発行を認めない方針で、結果、銀行法関連の一部改正にとどまっています。)しかし、この分野でもロンドン地下鉄が物販との対応にもらんだ形で非接触カードの導入を決めたため、近い将来、日本のSUICAのような形で、電子マネーが普及していくのではないかという予想を立てる人もいます。また、英国へ行かれた方は気がつくと思うのですが、とにかく銀行の支店の数が多い。これを支えるのが、日本の数倍といわれる手数料収入(融資の相談するのもただではありません(苦笑。))であり、これが英国の金融の収益性の強さにつながっていますが、さすがに最近はこの手数料を下げるようにという圧力が議会からかかるようになり、英国の銀行は、目下、コストの見直しを含む国内での経営戦略の再検討を行っているわけですが、その中でも店舗がなくても銀行取引が可能なインターネット金融取引に力をいれはじめています。その象徴的な出来事は、検索サイトのYahooが提供している「Paydirect」という電子メールアドレスを利用した支払システムと英国最大手のHSBC銀行が提携したことでしょう。このことで、従来、一種の金融サービスとして、銀行免許取得の必要性まで言われていたこのサービス自体が銀行の支払サービスの一種ということになりそのサービスの合法性が確保されました。また、HSBCにとっては、ITリテラシーの高い顧客(=店舗でなく、インターネットでの金融サービスを苦としない顧客)をより多く確保するきっかけができたというメリットがあったようです。(ちなみに、日本でも、似たようなサービスが、イーバンクで「Paypal サービス」として提供されていますが、これも現在は、イーバンクという銀行のサービスの1つという捉えになっています。)

終わりに

以上、欧州の電子金融事情を駆け足でご案内しましたがいかがでしたか?(近いうちに次回は、ぜひアジア編を・・と思っていますが。)それぞれの国の背景により発展や普及の仕方が違うものの、欧州の電子金融の発展ぶりには、やはり、それぞれの国やEU全体のIT政策との関連性を強く感じます。また、ひとつ大きな呼び水になっているのは、やはり通貨統合でしょう。すでに欧州統合の動きの中で、物流や雇用市場の面での統合が進んでいますが、貨幣の統合化により、為替の問題がなくなり欧州(英国を除く)で電子マネーをあちこちの国で利用したり、また、違う国の銀行サービスをインターネットを使って利用したりするケースはより増えてきているようです。すでに、バスや地下鉄といった交通機関や公共サービス等での電子マネーやICカードの利用も少しずつ進んできており、そう遠くないうちに先行して電子金融社会が欧州で実現するかもしれません。日本では電子マネーの実現ですら難儀している状況ですからまだまだとさえいえますが、すでにインターネットを介した金融サービスはかなり普及していますし、今後、JR東日本のSUICAなどが物販に使われるようになってくると、まさに電子マネー的なものが一般に急速に普及することが予想されます。今回、ご紹介した欧州の現状は、近い将来の日本の電子金融サービスの様子の一場面なのかもしれません。

(金融研究研修センターのディスカッションペーパーでも、来月以降、電子金融の問題を取り上げた論文をいくつか発表する予定です。ぜひお読みになっていただき、御感想・御意見等うかがえれば幸いです。)



【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、金融を巡る時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっと沢山ご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見概要」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q： りそな銀行に約2兆円もの公的資金が投入されますが、どうしてそんなに巨額の公的資金が必要なのですか？

A： りそな銀行に対します資本増強の規模につきましては、5月17日の金融危機対応会議の答申の中で「預金者や取引先、市場の不安を払拭するという観点から、10%を十分上回る自己資本比率の確保が必要」という意見が申し添えられておりましたので、この点を踏まえまして、りそな銀行からの申し込みの通りに1兆9,600億円といたしました。この資本増強によって、りそな銀行の、これは連結ベースですけれども、自己資本比率は12.2%程度になるというふうに見込まれます。

(平成15年6月10日(火) 2 竹中大臣記者会見抜粋)

我々としては、同行の経営が安定して健全化して収益力を高めて、以って日本経済全体、更にはそれぞれの地域に貢献していくような形に是非ともなっていたきたいというふうに思っております。その意味では、しっかりとした自己資本を持ってもらう事により、それに今新たな経営陣の下、しっかりとした経営改革を行ってもらって、安定した軌道に乗せる必要があるというふうに思っているわけです。その意味では、地方銀行等々の中で自己資本比率の高いところは11%、12%あるわけでございますので、その意味では10%を超えてしっかりとした資本の基盤に立ってしっかりと改革をしていただきたいというふうに思っているところであります。

(平成15年5月17日(土) 2 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 金融危機対応会議の答申の本文をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から「りそな銀行に対する『経営監視チーム』の設置について」(平成15年5月17日)にアクセスし、添付資料の[「金融危機対応会議第1回会議 審議結果」](#)をクリックしてください。また、金融危機対応会議第1回会議の議事要旨をご覧になりたい方は、同じく「報道発表など」から[「第1回金融危機対応会議議事要旨及び資料」](#)(平成15年5月17日開催)(平成15年6月13日)にアクセスしてください。



Q： 国は、りそなホールディングスの普通株式と議決権付優先株式を取得して議決権の70%以上を取るといことですが、その考え方を教えてください？

A： 預金保険機構が引き受けるりそな銀行の株式でありますけれども、株式交換によって、りそなホールディングスの株式に交換することを予定していますが、普通株式及び議決権付優先株式を組み合わせまして、国の議決権割合は70%を超える見込みとなります。株主総会における特別決議ができるように3分の2以上を確保したいということは当初から考えていました。これは役員の解任とかですね、そういうものも含まれてまいります。しっかりとしたガバナンスを効かせたいと、そういう観点から今回の商品設計もしたつもりであります。我々としては、繰り返し申し上げておりますけれども、しっかりとしたガバナンスの枠組みを作りたい。その下で新経営陣に思う存分力を発揮していただきたい。そうすることによって、りそなをしっかり再生していただきたいと思っています。基本的な考え方はガバナンスをしっかり効かすと。しかもこれが国民の目にも分かり易いようにするという意味では、普通株というのを軸にやはり増強すべきであろうと。過去、優先株で入れた例もありますけれども、やはり株価がいくらかということである程度、今、注入した資金がどうなっているかというのを見るというのは、私は非常に分かり易いメッセージだと思うのですね。従って普通株で出来るだけ分かり易くしたいというのが発想の基本でございます。しかし同時にこの普通株を非常に多額に入れる場合は、いわゆる希薄化というか、ダイリューション、一株当たりの資産、一株当たりの純資産、一株当たりの利益があつて、それが市場動向に影響を与えるということも少し懸念しなければいけない。その意味で普通株の今度の注入の株数は現状における発行株数と同数というふうにいたしました。それ以外の部分については、議決権付きの優先株で発行したと。その意味では我々としては出来るだけ分かり易く、すっきりとした形でこの商品構成を議論したつもりであります。

(平成 15 年 6 月 10 日 (火) 2 竹中大臣記者会見抜粋)



Q： 主要行の15年3月期決算をどう評価しますか？不良債権処理は順調に進んでいると言えるのでしょうか？

A： 厳しい状況の中で、各行は不良債権問題の終結に向けて、非常に大きな努力を重ねていると思っております。不良債権残高の発表もございましたけれども、14年9月期に比べると全体で15.5%減少している。特に破綻懸念先については、いわゆる「2年・3年ルール」等に基づいて処理を進めてもらっていますが、その結果破綻懸念先等々についてはマイナス29%と大きく減少している。結果的に不良債権比率は7.2%になっておりますけれども、これは14年度下半期、つまり半年間で0.9%程度低下したことになります。我々は、16年度末に向けて不良債権比率を現状の半分程度に低下させたいというふうに思っておりますけれども、それに向けて単純に計算していただきますと、このペースでやって行けば、その不良債権比率は半分に出来るんだという、一種の工程を示せた、そういう結果になったと思っております。

その過程で、不良債権処分損は4.9兆円というふうになっておりますけれども、この中には特別検査の再実施に伴う償却の増加が0.8兆円、DCF法適用の影響が0.7兆円含まれています。その意味では、査定を更に厳格に行ったということを示しているわけですが、これらの要因があったということも考慮しても、概ね不良債権処分損は実質業務純益の範囲内に入ってきていると思っております。

我々金融庁としましては、今回の決算では各行が不良債権処理を加速したことによって、「金融再生プログラム」の定める目標等の達成に向けて、不良債権処理が予定通り進捗している状況が現れていると思っております。各行が今後とも引き続き不良債権処理を一層加速させて行くことを期待しておりますが、我々の方もそれに合わせて適切な監督を行っていきたいと思います。

(平成15年5月27日(火) 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 金融庁ホームページの「報道発表など」から「[主要行の平成14年度決算について《速報ベース》](#)」
(平成15年5月26日)にもアクセスしてみてください。



【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**生命保険**」です。

- わたしたちの生活は、様々な**危険（リスク）**に囲まれています。そして、その危険が現実のものになり、**事故**が発生すると、それによって**損害**を被ったり、収入の途を失ったりと、種々の経済的打撃を受けるおそれがあります。わたしたちは、誰でもこのような危険に晒されているのであり、生活の安定を図るためには、一定の**確率**で事故が発生することを前提とした上で、その結果生じる損害をカバーする方策を予め講じておく必要があります。
- そのためには、個々の経済主体が、万一事故が発生した場合に備えて、常日頃から資金を蓄えておくという手もあるでしょう。しかし、事故が発生した場合の損害は、多額なものとなり、個々の経済主体が自力で防衛し得る限度を超えてしまう可能性もあります。また、事故の発生や損害の程度について、予め一定の確率で抽象的に予測することはできたとしても、自分自身にいつどのように降りかかってくるか、具体的に予見することはできません。このように、いつどのように生じるかわからない事故に備えて、個々の経済主体が予め多額の資金を貯蓄しておくということは、個々の経済主体にとっても、経済社会全体にとっても（注）合理的ではありません。

（注） 黒字主体から赤字主体に資金が流れていく金融によって、経済は回りながら成長・発展していきます。個々の黒字主体が事故に備えて手元に多額の現金を置いておく、あるいはいつでも換金できる金融商品で運用しておく、ということは黒字主体から赤字主体への流れる資金を細らせ、経済社会全体にとって合理的なことではありません。なお、アクセスFSA第3号【金融便利帳】「[直接金融と間接金融](#)」やアクセスFSA第6号【金融便利帳】「[貯蓄から投資へ：証券減税](#)」にもアクセスしてみてください。

- そこで、個々の経済主体に降りかかる可能性のある事故について、同様の事故に遭遇する可能性のある多数の経済主体が集まって、事故が発生した場合に備えて、資金を皆で分担して拠出し合うという**保険**の仕組みが編み出されました。保険では、**保険契約者**が予め**保険者（保険会社）**に**保険料**を支払い、万一**被保険者**（生命保険契約において、その人の生死が保険事故とされる者）に**保険事故**が発生した場合に、保険者は保険契約者自身または保険契約者が予め指定した第三者（**保険金受取人**）に**保険金**を支払うこととなります。
- **生命保険**とは、人の生死を保険事故とする保険です。人の生死ですから、**死亡**だけでなく、**生存**することも事故として扱うのです。**死亡保険**は、被保険者が死亡した場合だけに保険金が支払われる保険です。例えば、一家の大黒柱が不慮の事故で亡くなってしまった場合に、残された遺族の生活を保障するために保険金が支払われるように予め死亡保険に入っておくということが考えられます。**死亡保険**には**保険期間**が5年とか10年とか一定の期間に限定されていて、その期間内に被保険者が死亡した場合に限って保険金が支払われる**定期保険**と、特定の期間の定めなく被保険者の生涯にわたり、いつ死亡しても保険金が支払われる**終身保険**とがあります。また、定期保険と終身保険を組み合わせた**定期付終身保険**というものもあります。これは、**定期保険特約部分**の保険期間（例えば10年間）に死亡した場合には、それ以外の期間に死亡した場合に比べて保険金の額が大きくなる終身保険です。

定期保険は、保険期間終了時には保険金の支払いはないので貯蓄目的には適さず、**死亡保障**だけを望む人向きの商品です。他方、終身保険は、当初は少額の蓄積で一定額の死亡保障が得られる**死亡保障機能**の高い商品となっておりますが、年数が経つにつれ**蓄積部分**が大きくなってきて、死亡前に**解約**して蓄積部分を活用することもできる**貯蓄性**の高い商品となってくるところに特徴があります。
- **生存保険**は、死亡保険とは逆に、被保険者が一定期間経過後、すなわち**満期**まで生存していた場合



にだけ保険金が支払われる保険です。生存していることが事故であるというのは分かりにくいところがありますが、例えば、リタイアした後の生活の安定を図るため、満期後に**満期保険金**を**一時金給付**あるいは**年金給付**として受け取るために予め生存保険に入っておくということが考えられます。ただ、生存保険の場合、不幸にも満期前に亡くなってしまった人は、死亡するまでせっせと保険料を積み立てただけで何も得るものがなく、幸い生き残った人だけが全てをもらえるというのは不公平ではないか、ということもあって、満期まで生存していた場合に限り保険金が支払われるという純粋な生存保険は実際には保険商品として販売されることはほとんどありません。実際に販売されている生存保険としては、満期前に死亡した場合にも一定の額（例えば、それまでに払い込まれた保険料相当額）を**死亡給付金**として受け取ることができるようにした**年金保険**などがあります。年金保険など生存保険は満期後に満期保険金を活用することを目的とした**貯蓄**のための保険と言えます。

- 死亡保険と生存保険を組み合わせた**生死混合保険**もあります。被保険者が保険期間内に死亡した場合には**死亡保険金**が支払われ、満期まで生存していた場合には**生存保険金（満期保険金）**が支払われる保険です。生死混合保険の典型的なものとして、**養老保険**があります。養老保険は、保険期間と保険金額が同一の死亡保険と生存保険を組み合わせた保険であり、死亡、満期いずれの場合でも同額の保険金が支払われ、また、保険期間途中でも満期に向けて積み立てている額（**解約返戻金相当額**）を利用することができ、**死亡保障**と**貯蓄**の両機能を併せ持ったものです。また、養老保険に**定期保険（特約）**を組み合わせて死亡保障部分を大きくした**定期付養老保険**もあります。

※ 生命保険にはこのほかにも様々な商品がありますが、ここで紹介した商品も含め、詳しくは金融庁ホームページの「金融サービス利用者コーナー」から「金融知識の普及・金融教育」の中の「金融広報中央委員会のホームページ」の「[金融商品などに関する基礎知識](#)」にアクセスしてください。

- **生命保険会社**は、保険契約者から納められた保険料を積み立てておき、死亡や満期到来などの保険事故が発生したら死亡保険金や満期保険金などの保険金を支払います。この、将来の保険金支払いに備えて積み立てた準備金を**責任準備金**と言います。責任準備金は、見方を変えれば、保険事故が発生したら生命保険会社は保険契約者に保険金を支払いますという保険契約に基づく約束であり、生命保険会社の**負債**です。

銀行の主たる負債が預金であるように、生命保険会社の主たる負債は責任準備金です。そして、銀行が預金として受け入れたお金を貸出や有価証券などに運用しているのと同じように、生命保険会社も責任準備金として積み立てられた保険料を**貸出**や**有価証券**などに**運用**しております。このように保険会社は、受け入れた保険料をプールして保険事故が発生したら保険金を支払うという**保険機能（保障機能）**だけでなく、プールされた保険料を運用することを通じて、企業や政府などの資金を必要としている経済主体（赤字主体）に資金を供給するという**金融機能**も果たしている**金融機関**の一種です。

- **銀行の負債**である**預金**は、例えば**要求払預金**ではいつでも引き出せますし、**定期預金**でも満期が1年とか3年といったように（また、満期前解約のコストもわずか）といったように**短期**のものであるのに対し、**生命保険会社の負債**である**責任準備金**は、生涯にわたる終身保険をはじめとして満期まで何十年もある年金保険や養老保険など、極めて**長期**のものである点が際立った特徴となっております。

※ 負債については、アクセスFSA第4号【金融便利帳】「[自己資本](#)」にもアクセスしてみてください。

- 生命保険会社は、その負債が極めて長期であるため、それとバランスさせるために運用面でも**長期の資産に運用**する必要があります。また、将来における保険金支払いに支障をきたさないためには、**安全確実な運用**がなされる必要があります。このような観点から、生命保険会社においては、**国債**など**公社債**への運用比率が高くなっております。

- 生命保険会社は、保険契約者から受け入れた保険料を積み立て、運用し、保険事故が生じた場合に保険金を支払います。**保険料**は、生命保険会社が引き受ける危険（リスク）についての**事故発生確率**や**資産運用により生ずる収益の見通し**、さらには保険会社が事業を行う上で必要となる**経費の見込み**などから算出されます。



- まず、**事故発生確率**ですが、例えば、死亡保険の場合、保険事故は死亡ですから、事故発生確率は保険契約者が保険期間中に死亡する確率となります。一人一人の人について、死がいつ訪れるかは、神のみぞ知るものですが、大勢の人を標本にとって長年にわたり統計をとっていくと、例えば40歳の男性が10,000人いたとして、50歳までの10年間で何人死亡するか、といったことが統計的にわかるようになります。このように、ある集団に属する人間の期間内の生死を観察し、年齢別の年間死亡率を統計的に把握したものを**生命表**（または**死亡表**）と言います。保険料の算出の基礎となる死亡率を**予定死亡率**と言います。
 - 次に、**資産運用による収益見通し**ですが、上述のように生命保険会社は受け入れた保険料を国債などの公社債を中心として運用しております。従って、生命保険会社の資産運用収益はその時々**の金利水準**（特に国債利回り等の**長期金利**）に大きな影響を受けます。生命保険会社は、将来にわたる金利の見通し等に基づき、保険料を積み立てていくときの**運用利回り**を予め設定しておきます。この予め設定された運用利回りを**予定利率**と言います。保険料の算出の際には、予定利率に基づく運用収益を予め見込んで、その分だけ保険料を割り引くこととなります。予定利率が高ければ高いほど保険料は安くて済みます。言い方を換えれば、同じ保険料であれば、予定利率が高いほど保険金は高くなるわけです。
 - そして、**事業費の見込み**ですが、生命保険会社が生命保険事業を行っていく上では、新規契約の募集に要する費用、保険料の集金に要する費用、保険契約の維持管理に要する費用など、様々な経費がかかります。保険料の算出の際には、これらの事業費を予め見込んで、その分を付加します。このように保険料の中に予め組み込まれた事業費を**予定事業費率**と言います。
 - 生命保険会社は、予定死亡率、予定利率、予定事業費率（これらを保険料の**計算基礎率**と言います）を基礎として算出された保険料を積み立て、運用し、保険事故が生じれば保険金を支払い、また、様々な経費を支払いながら生命保険事業を営んでいきますが、予定死亡率と実際の死亡率、予定利率と実際の運用利回り、予定事業費率と実際の事業費率は違ってきます。これら予定した率と実際の率との差を、それぞれ**死差**、**利差**、**費差**と言い、これらの差の結果として生命保険会社に生ずる利益（または損失）を**死差益**（**死差損**）、**利差益**（**利差損**）、**費差益**（**費差損**）と言います。そしてこの3つの利益（損失）の発生源（利源）を**3利源**と言います。
 - 現在の日本の生命保険会社の損益状況を利源別に見ると、3利源のうち死差と費差については利益が出ていますが、利差については、異例の**超低金利**が長く続く中で、過去約束した予定利率よりも実際の運用利回りの方が下回るという**利差損**（いわゆる**逆ざや**）の状態にあり、厳しい経営環境の中に置かれております。更に、3利源以外の**その他の利源**について見ても、**株価低迷**が続く中で**株式等の売却損・償却**が収益の圧迫要因となっております。
- ※ 予定利率の推移、長期金利の推移、生命保険会社の利源別損益の状況などについて、詳しくは、金融庁ホームページの「審議会など」から「金融審議会」の「資料等」に入り、〈第二部会〉「第13回平成15年5月12日 資料」の「[資料3 参考資料](#)」にアクセスしてください。
- 先にも述べたように生命保険は長期の契約が多く、予定利率は何十年も固定されます。このため、逆ざやは長期にわたって続き、この間、保険金支払いのための財務基盤が蝕まれていくこととなります。この問題を放置しておいて、万が一保険会社が破綻することとなってしまうとすれば保険契約者の利益が大きく損なわれてしまうおそれもあります。**逆ざや問題**を解決し、**保険契約者の保護**を図るためには、保険会社と保険契約者の間の**自治的な手続き**により**契約条件の変更**（**予定利率の引下げ**）を行うことを可能とする新たな仕組みを用意し、**経営の選択肢の多様化**を図ることが重要と考えられます。このため、「保険業法の一部を改正する法律案」を平成15年5月23日に国会に提出したところです。
- ※ 「保険業法の一部を改正する法律案」について、詳しくは、金融庁ホームページの「国会提出法案」から「第156回国会における金融庁関連法律案」に入り、「[保険業法の一部を改正する法律案（平成15年5月23日提出）](#)」にアクセスしてください。



【竹中大臣に質問！】

Q： 生命保険の予定利率を引き下げのための法案が国会に提出されましたが、予定利率が引き下げられると保険会社が当初約束した保険金が大幅に削減されてしまうと聞きました。こんな法律いらないと思いますが、竹中大臣、いかがですか？

A： 生命保険会社は、異例の超低金利が長く続く中で、資産運用の実際の利回りが過去の高金利時代に保険契約者に約束した予定利率を下回るという、いわゆる「逆ざや」問題を深刻な構造問題として抱えております。更に、保有契約高の減少や株価の下落なども加わり、生命保険会社を取り巻く経営環境は厳しいものとなっています。

生命保険会社は、保険契約者から受け取った保険料を将来の保険金支払いに備えて、積み立てて運用しておりますが、「逆ざや」問題は、この保険金支払いのための財務基盤を中長期的に蝕んでいくこととなります。この問題を放置しておいて、万が一、保険会社が破綻するに至ってしまえば、保険契約者の利益が大きく損なわれることになってしまうおそれがあります。そのような深刻な事態に至る前に保険契約者の利益を少しでも守るための「新たな選択肢」を用意しておくことが保険契約者の保護のために重要と考え、保険会社と保険契約者の間の自治的な手続きとして、契約条件の変更（予定利率の引き下げ）を行うことを可能にする仕組みを整備する、というのが今回の法改正案の趣旨です。

今回の法案では、政府が強制的に予定利率を引き下げるものではなく、あくまで保険会社と保険契約者の間の自治的な手続きによって契約条件を変更する途を開くものですが、この自治手続きがちゃんと機能するためには、保険契約者自身が条件変更等の内容をきちんと理解した上で、しっかりとその意思を反映できるような仕組みになっている必要があります。そのためには、まず、予定利率の引き下げが闇雲に行われることなく、保険契約者の保護の観点からやむを得ない場合に限って行われなければなりませんので、保険会社が引き下げを申し出るに当たっては、それが真にやむを得ないということを合理的に説明できることが必要であり、行政当局がその点をしっかりと審査することとしています。また、保険会社は、保険契約者に対し、予定利率の引き下げが必要な理由に併せて、経営責任や銀行等から受け入れている基金等の取り扱いについても明示することとし、更に、引き下げ対象者の10分の1を超える反対等があった場合には、予定利率の引き下げは取り止めるという異議申立手続きを盛り込むなど、保険契約者の十分な理解を前提とした仕組みとしています。

今回の法改正案につきましては、只今、国会でご審議いただいているところですが、金融庁といたしましては、只今ご説明いたしましたような今回の制度の意義や内容などについて、国会審議の場をはじめ、国民や保険契約者の方々のご理解が得られるよう努力してまいりますし、監督当局として、保険会社に対する検査やモニタリングをしっかりと行って、生命保険会社の経営の健全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

※ アクセスFSA本号の【金融便利帳】[「生命保険」](#)にもアクセスしてみてください。



大臣・副大臣への質問募集中

【竹中大臣に質問!】、**【伊藤副大臣に質問!】**のコーナーでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えします。

「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「**ご意見箱**」にお寄せください。

その際、ご意見箱の**件名**の欄には、必ず「**大臣に質問**」あるいは「**副大臣に質問**」とご記入ください。また、**本文**の欄に**ご質問の内容**をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが**100字以内**に収めていただきますようお願いいたします。

お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣または副大臣の回答を掲載させていただきます。なお、採用させていただきましたご質問につきましては、**ご質問者のお名前とお歳**（ご意見箱の住所の欄にもご記入いただいた場合にはお住まいになっている**都道府県**も合わせて）**ご紹介させていただいてよろしい場合には**、本文の欄にご質問内容を記入された後に「**氏名等掲載可**」とご記入ください。

大臣・副大臣へのご質問がございました方は、**「ご意見箱」**へどうぞ。



【お知らせ】

○ 金融庁ホームページで「登録貸金業者情報検索サービス」の供用を開始

金融庁ホームページでは、資金需要者の保護の観点から、今般、全国の財務局・都道府県に登録されている貸金業者の情報を検索できるサービスの供用を開始しました。

本サービスで検索したい業者名等を入力し、登録されている業者に該当した場合には、①商号・名称、法人・個人の別、②登録先、登録番号、登録日、③代表者氏名、④本店の所在地・郵便番号・電話番号、⑤行政処分（業務停止）中の貸金業者については、その開始日と終了日、といった情報の全部または一部が紹介されます。ご利用になりたい方は、「[登録貸金業者情報検索](#)」にアクセスしてください。なお、アクセスFSA本号【トピックス】「[登録貸金業者情報検索サービスの運用開始について](#)」にもアクセスしてみてください。

○ 金融庁ホームページに「対日直接投資総合案内窓口（INVEST JAPAN）」を設置

本年3月27日に対日投資会議で了承された対日投資会議専門部会報告において、「各種の投資手続き等の情報を一元的に得られる窓口をJETROに整備する。さらにこれを補完するため、関係各府省がそれぞれ総合案内窓口を設けて手続き担当課の紹介等を行う」こととされたこと等に基づき、関係各府省は、対日直接投資総合案内窓口を設置することとなりました。これを受け、金融庁でも対日直接投資の総合案内窓口を設置し、民間事業者等の事業活動で金融庁の所管事務にかかわるもののうち、①直接投資に関する情報の提供、②直接投資に関する許認可等の担当課の教示依頼、③直接投資に関する法令適用事前確認手続きによる照会の処理についての調査依頼、④その他直接投資に関する照会、について受付けております。なお照会は、電話、郵便、ファックスまたは電子メール等で行うことができます。詳細につきましては、「[対日直接投資総合案内窓口（INVEST JAPAN）](#)」にアクセスしてください。なお、英文ホームページにも「[INVEST JAPAN](#)」のコーナーを設置しております。

○ 金融庁ホームページに「法令遵守に関する情報受付窓口」を設置

金融庁では、金融行政の透明性・公正性を担保するため、金融庁職員の行政上の行為について、法令遵守に万全を期す観点から独立した調査を実施するコンプライアンス対応室を設置いたしました。金融庁ホームページでは、「[法令遵守に関する情報受付窓口](#)」を設置し、金融庁職員の行政上の行為の法令遵守に関する情報について、情報提供者の実名、連絡先入りの文書により受付けております。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、「[新着情報メール配信サービス](#)」へどうぞ。



【5月の主な報道発表等】

- 9日(金) [アクセス](#) ・ 「保険業法の一部を改正する法律の施行に伴う保険業法施行令の一部を改正する政令(案)及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表
(パブリック・コメント)
- [アクセス](#) ・ 「証券会社の行為規制等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)及び事務ガイドライン(案)」の公表
(パブリック・コメント)
- 12日(月) [アクセス](#) ・ 一般振替機関の監督に関する命令及び社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令(案)等に対するパブリック・コメントの結果
- ・ 第13回金融審議会金融分科会第二部会開催
- 13日(火) [アクセス](#) ・ 日本生命保険相互会社に対する行政処分
- 14日(水) [アクセス](#) ・ 個人株主の育成・拡大に向けたアクション・プラン策定の要請
- 15日(木) [アクセス](#) ・ 「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」の公表
(パブリック・コメント)
- 16日(金) [アクセス](#) ・ 「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件を改正する告示案」の公表
(パブリック・コメント)
- [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン(第一分冊：預金取扱い金融機関関係)の一部改正
- [アクセス](#) ・ 株式会社四国銀行に対する行政処分
- 17日(土) [アクセス](#) ・ りそな銀行に対する「経営監視チーム」の設置
- 21日(水) [アクセス](#) ・ 産業クラスターサポート金融会議の開催について
- 22日(木) [アクセス](#) ・ 証券取引法施行令の一部を改正するせい令案等及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案に対するパブリック・コメントの結果
- 23日(金) [アクセス](#) ・ アストマックス・アセット・マネジメント株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可
- [アクセス](#) ・ 「証券取引法施行令の一部を改正する政令(案)及び会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表
(パブリック・コメント)
- 26日(月) [アクセス](#) ・ 主要行の平成14年度決算について《速報ベース》
- 29日(木) [アクセス](#) ・ 登録貸金業者情報検索サービスの運用開始
- [アクセス](#) ・ 「産業再生機構・金融庁連絡会」の開催
- [アクセス](#) ・ あいおい損害保険株式会社に対する行政処分
- 30日(金) [アクセス](#) ・ 近畿労働金庫に対する行政処分

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

